

平成28年度第12回南関町農業委員会会議録

平成29年2月10日(金)
午後1時30分開会
南関町公民館視聴覚室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 3番 釘 崎 眞貴子 君
 - 4番 矢 野 房 幸 君
5. 議 事
 - 第36号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第37号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第38号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第39号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第40号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 杉村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 寺本 藤雄 君

書記 上田 賢 君

平成28年度第12回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第12回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） 本日は、委員皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を1番、松本委員さん、よろしく願いいたします。

○1番（松本 泰典君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（栢村 公正君） こんにちは。どうもご苦労さまでございます。今日は、今期一番の寒波ということで、今日、明日、明後日までは寒い日が続くみたいでして、また朝からも雪が真っ白ということでございました。そういう中でインフルエンザもかなり流行っておるそうでございますので、どうぞ注意をしていただきたいと思います。

また、昨年から宿題を出しておりましたが、ほとんど済んだかと思っておりますので、やはりなかなか荒地は解消ということにはいかないかと思っておりますが、精一杯頑張っていけたらと考えたところでございます。

今年度のまたこの後、推進委員さんと合同会議、また2月21日からは研修、24日も県の研修ということで、今月はかなり出方が多いとは思いますが、忙しい中ではございますが、ご協力のほうよろしく願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。お世話になります。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、栢村会長をお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっています。

また、携帯につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名人の指名をいたします。今回は、3番、釘崎委員、4番、矢野委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入ります。

第36号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第36号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年1月11日、申請番号172号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

2番から6番は同一の申請となります。受付日、平成29年1月21日、申請番号181号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

次に、7番、8番は同一の申請になります。受付日、平成29年1月23日、申請番号179号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

9番から16番は同一の申請になります。受付日、平成29年1月24日、申請番号180号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第36号議案は、農地法第3条の第1項の規定による許可申請4件でございます。ただいま説明に関連しまして現地調査に出向されました委員様による補足説明をお願いしたいと思います。

7番の荒木委員、1番の松本委員、6番、山本委員、5番、原委員、順次お願い

したいと思います。

○7番（荒木 茂君） はい、7番、荒木です。7日に事務局と推進委員さんと3名で現地確認に行きました。

受人のほうの方が相当長く作っておられまして、今現在も耕作されております。これによって何ら問題はないかと思えます。

○議長（松村 公正君） 松本委員。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。2番から6番に関してご報告いたします。先日、寺本局長と現地のほうへ確認に行っていました。

この関係は夫婦です。贈与に関しては何も問題ないと思えますけど、農地としてはちょっと問題あるかなと思えますけど、今回の物件に関しては何も問題ないと思われまます。

よろしく願いしときます。

○6番（山本 精武君） 6番委員の山本です。1日に事務局と推進委員の前川さんと3人で現地確認に行っていました。

場所は〇〇〇の中腹を走る林道がありますけども、その〇〇〇と〇〇〇の境界より200mぐらい手前のところにありました。道路を挟んで両方ありましたけど、両方ともきれいに管理されておりまして、譲渡人の方が高齢でなんか農業を辞められるということで、同じ〇〇〇の方に譲られるということでした。

審議のほどよろしく願います。

○5番（原 靖君） 5番の原です。6日に事務局、中河原さんと私の3名で現場確認に行きました。

ここは、〇〇〇のところは息子さんへの生前の贈与ということで、しっかり今も田んぼをしっかりと耕作されてましたので、なんら問題ないと思えます。

審議のほどよろしく願います。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かこの件について、ご質問ございましたら。

○9番（北原 照代君） すみません。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○9番（北原 照代君） 9番の北原です。7番と8番、受人も譲渡人も〇〇〇の方です。これで、これみかん畑に。

○6番（山本 精武君） みかん畑です。はい、すみません、ちょっと補足、きれいに管理されておりました。

○9番（北原 照代君） ありがとうございました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第36号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、第36号議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第37号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第37号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

受付日、平成29年1月24日、申請番号185号。土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫及び駐車場用地となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第37号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして現地調査に出向されました矢野委員さんの補足説明をお願いしたいと思います。

○4番（矢野 房幸君） はい。2月1日に事務局、上田さんと推進委員の島崎さん、3名で現地確認に行きました。

現地は〇〇〇公民館から〇〇〇まで入ってから川沿いに下った〇〇〇です。現在今、小屋となっておりますが、息子さん夫婦たちが帰って来られて、車の台数で、また今現在建っておる小屋から前、たばこを作ってあった関係で、乾燥小屋とか建ってから古かけんが建て直さないかんというようなことで、駐車場も拡張したいと、小屋も建て直したいということでした。どちらも自己所有でありますので、今なんら問題はありませんでした。

承認よろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、事務局、委員さんの説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第37号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第37号議案は原案のとおり許可相当であることを意見決定いたしました。

続きまして、第38号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第38号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年1月24日、申請番号183号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は資材置場です。

2番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年1月24日、申請番号182号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的はコインランドリー設置用地です。

3番から12番は同一の事業に対する申請となります。3番から10番は所有権移転、11番、12番は賃借権の設定となります。受付日、平成29年1月25日、申請番号187号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は駐車場及び温室の用地です。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。

第38号議案は、農地法第5条1項の規定に基づく許可申請5件でございます。

ただいまの説明に関連しまして現地調査に出向されました委員様の補足説明をお願いいたします。

まず、私から申したいと思えます。

1番目が〇〇〇の中で既に以前からなっとったということで、なんか漏れておったような関係でございまして、全部、周りは全部資材置場ということでなんら問題ないかと思えます。

また、2件目の物件に対しましては、片一方が駐車場の敷地が、この図面を見ますと荒地のようになっておりますが、終いから2番目の図面でございます。このきわきわまで駐車場用地、前回、昨年度、なんかの委員会で決定して早速駐車場になっているところでございます。片方は太陽光発電の設置してございまして、農地として迷惑かけることじゃない、向こうは高速でございまして、なんら関係ないと思えますので、ご審議よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、原委員お願いします。

○5番(原 靖君) はい、5番委員の原です。おんなじ6日に事務局、中河原さん、3名でまいりました。

筆数が多いんですが、全部社員駐車場ということで、社員駐車場と温室ということで出ておりました。この水利に関わるのはうちの田んぼが1枚だけありまして、そこは〇〇〇さんとその田んぼを通らんとうちの田んぼにこんな水利だったもんですから、U字溝をそこは埋設してもらおうということで確認は取れとります。

あとは、昨年の大雨のときに、一番最後の12番のところに書いてます〇〇〇さんとか〇〇〇さんのところですね。5番、〇〇〇さんのところは、今現在、〇〇〇さんの家があって、太陽パネルがありますが、その裏が〇〇〇の水で堰がありまして、そこから大雨で床上浸水するぐらいの水がきましたので、その部分も排水拡張して、拡張というか、越えないように工事をするということをおっしゃったので、問題はないかなというふうに思います。農地のほうはほんと今現在〇〇〇がやってる農地のところが関係するだけです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) いっちょ私がよかですか。

○事務局(上田 賢君) はい。

○議長(松村 公正君) 温室のはやっぱ許可申請の。

○5番(原 靖君) 観光用ですよ。

○事務局(上田 賢君) 観光用の温室です。

○5番(原 靖君) 生産じゃないですよ。

○事務局(上田 賢君) です、です。一応内容としましては、もともと南関町出身の方が今、佐賀大の農学部かなんかで教授をされてるそうです。その方が今後なんか南関町のほうに帰って来られるというところで、その専門の費用というところで、それが研究施設というのを兼ねた建物を建てたいということでご説明を伺っております。一応農業用の温室だったというところで、農地転用の許可はというご質問があったんですけども、下にコンクリートを打ったりとかする場合に関しては、農地の転用が必要になるというふうになっております。下が土のあれだったら、転用の許可は要らないというような、そういった区切りになりますので、今回に関しては要するという扱いになっております。

以上です。

- 3番（釘崎 眞貴子君） すみません。
- 議長（松村 公正君） はい、どうぞ。
- 3番（釘崎 眞貴子君） 36号議案で修正分だった、ちょっと場所が広い下のこれ
駐車場みたいなところ……。○○○ですか。
- 5番（原 靖君） はい。○○○の道路を挟んで前。今現在、ここの○○○とか○○
○のところには、○○○の建物が建ってます。
- 3番（釘崎 眞貴子君） ○○○さんの家のあるところ……。
- 5番（原 靖君） ○○○さんところは、この写真でいくとずっと上のほうになります。
- 3番（釘崎 眞貴子君） はい、わかりました。ありがとうございました。
- 議長（松村 公正君） ほかにございませんか。
- 9番（北原 照代君） すみません。
- 議長（松村 公正君） はい、北原委員。
- 9番（北原 照代君） したら、温室用地じゃないんですか。転用の目的。駐車場及
び温室。
- 事務局（上田 賢君） はい、それは今さっき申し上げた。
- 9番（北原 照代君） 言ったの。
- 事務局（上田 賢君） はい。南関町出身の佐賀大学の農学部の教授の方がという。
- 9番（北原 照代君） いや、○○○ところの転用かなと。
- 事務局（上田 賢君） いえ、3番以降のやつの案件の分がさっきの温室についてに
なります。
- 議長（松村 公正君） はい、どうぞ。
- 1番（松本 泰典君） こら温室ちゅうなると建物になると、取り扱いは。
- 事務局（上田 賢君） はい。一応建物を建てられるというふうに計画が出ておりま
す。温室とそこの管理棟というところで、すみません、3番のところに書いてある
施設面積300㎡ぐらいをそこに使われるというふうに伺っております。
- 1番（松本 泰典君） 全部温室になっとなつたい。駐車場及び。
- 事務局（上田 賢君） 事業計画としては1連の計画になっておりますので。
- 1番（松本 泰典君） どれだけあるかわからんわけ。
- 事務局（上田 賢君） その300㎡です。
- 1番（松本 泰典君） 温室、300㎡しかないわけ。
- 事務局（上田 賢君） はい。あとは、残りは駐車場ということになってます。
- 1番（松本 泰典君） あと残り全部駐車場。
- 事務局（上田 賢君） はい。あと部分的には、空地には植樹とかをされるというの

は伺ってますけど、メインは駐車場と温室での計画です。

○事務局長（寺本 藤雄君） 台数は何台ぐらいやったかな。

○事務局（上田 賢君） 台数はそこのお店用の駐車場とそこのお客さんと従業員の方等々と今後、〇〇〇関係の駐車場も不足してるということなので、合わせて190台というふうに伺っております。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

第38号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第38号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第39号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第39号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明をいたします。

1番、利用権の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおりで、期間は5年間です。

2番から4番までは同一の申請になります。利用権等の種類は使用貸借権、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は4,930㎡、期間は5年4カ月です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第39号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画4件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。この1番の人は、これは新規参入になつてですか。

○事務局（上田 賢君） 南関町としては新規参入の方になります。ただ、今現在、みやま市のほうで米とか麦とかを約4町ほど作られている方になります。

○1番（松本 泰典君） こら0になつとる。

○事務局（上田 賢君） すみません、そこは数字を入れておりませんでした。一応関係としては、譲渡人というか、貸人の方が配偶者の方のお父さんという形になって

おります。その方が亡くなられてから荒れているので、そここのところをちょっとしていくというふうに向っております。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第39号議案につきまして、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第39号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、第40号議案、「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第40号議案、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか、否かの判断基準に基づき判断したので、本会の審査を求めるものであります。なお、本会の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合には、その所有者に対し非農地通知書を、県と法務局等の関係機関に対しましては非農地通知一覧表を送付するものであります。今回提出いたしますのは、別添資料で提出している90筆でございます。

内容を説明いたします。非農地一覧表をご覧ください。

地区は、高久野地区28筆、宮尾地区17筆、今地区8筆、長山地区7筆、久重地区17筆、下坂下地区13筆で、合計の90筆、92,082㎡でございます。高久野、宮尾、今、長山地区の調査については、事務局、地元委員より1月に行いました。久重地区、下坂下地区については、27年度に調査したものです。調査の結果を一覧表に記載しております。現況としまして、竹、雑木、杉、どんぐり等の確認ができているところです。非農地の基準といたしましては、耕作されていない状況が続いたことにより森林原野化し、農地への復元が不可能な土地82筆、植林されている土地8筆でした。調査の結果、農地に該当しないとすることが適当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松村 公正君） ただいま説明が終わりましたが、いかが。かなりのこれだけの部落でこれだけ出たということは、南関町全部を見ますとかなりの非農地化をせんといかんとじゃなかろうかと思うところでございますが。

○事務局長（寺本 藤雄君） 今現在、畑しかしておりませんので、29年度から田んぼにも入っていきたいと考えております。その辺は経済課とちょっと話しまして、今、減反でそういう土地が上がっているかどうかわかりませんが、一緒にしないとまた田んぼだけまわることになりますので、その辺は経済課と相談しながら、29年度は田んぼですね。農振に入っているところは、今現在ですと、まだ非農地化されませんので、入ってないところは随時やっていきたいと思います。

○議長（松村 公正君） 何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） はい、5番の原です。非農地化と言うと、今、地目とか、登記地目というのは、畑とかなってますよね。それはどうなるんですか。

○事務局（上田 賢君） はい。こちらに関しては。

○事務局長（寺本 藤雄君） 一応地権者さんに文書とその登記所に出す申請書を作って、あとは名前とか印鑑打ってもらうようにして、親父が死んだ場合は、所有者が死んだ場合は、謄本とか抄本とか、たぶん必要になってきます。それを作っていたら、また町のほうに返送していただいて、それを持って現場をまわった写真、それと役場で作った航空写真を持って、一括して役場が持って行きます。登記所へですね。登記所で審査していただいたのち、たぶん滅多にだめということはありませんので、よければ、よかった場合は法務局からまた町のほうに登記が済みましてよって文書がきます。だから、それを町が受け取って、地権者さんにその地目変更ができますという書類をあげます。それを持って登記所に行ってもらうことになります。

○5番（原 靖君） そのとき、地目は何になるんですか。

○事務局長（寺本 藤雄君） 山林か原野になります。

○5番（原 靖君） 山林か原野になるんですか。

○事務局長（寺本 藤雄君） 山林っていうのは、やっぱり杉とかきれいなものが植わってたとがやっぱ山林になると思います。雑草が植わってるのは原野になると思います。だから、その段階に地目変更を農地で残したいという方もたぶん・・・と思います。そのときにはこの非農地化はできないことになりますので、その農地は農地で残すということになります。ある程度期限を切って出してもらわないと、町のほうに提出してもらわないといけませんので、1カ月程度見て、それ以降は個人でしてくれということにたぶんなると思います。そうしないと、いつまでもだらだらと整理もつきませんので、そういった方向で前年度より非農地化した分9町ぐらい、80筆ぐらいあります。関東もありますね。関村とかあります。そういったところも一緒に近いうちに出したいと考えておりますけれども、そういった方向でいき

いと思います。

○議長（松村 公正君） ほかに。

○1番（松本 泰典君） この名義人の死亡しとんなはるところ、相続登記は一括してしてくるっのかな。

○事務局長（寺本 藤雄君） しません。

○1番（松本 泰典君） 相続はこっちでせなん。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい。だからこの中にも宛先がたぶんわからんとも出てくると思います。手紙を出して返事が返ってこないところはしょうがないと思います。

○1番（松本 泰典君） 今現在、死亡者の方の名義になつとる、そのままならよかったですか。

○事務局長（寺本 藤雄君） そりゃしょんなかですね。名義ば変えてな言いませんので。

○5番（原 靖君） 死亡のところも地目だけは変わっていくんですか。

○事務局長（寺本 藤雄君） そうですね。はい。

○5番（原 靖君） そのままで、名前のままで、地目が変わってくると。

○事務局長（寺本 藤雄君） この息子さんかどなたか申請していただければ、その人の名前で地目は変わります。

○議長（松村 公正君） そのあたりはそんならばってん、相続人の連名でせないかんどどま。

○事務局長（寺本 藤雄君） 1人でいいです。

○議長（松村 公正君） 1人でよか。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい。1人で。そのとき続柄がわかる抄本かあたりが必要になります。だから、お金的にはそんなかからないと思います。

○議長（松村 公正君） それなら、名義変更しなはるかもしれんたいな。

○5番（原 靖君） そうですよ。

○議長（松村 公正君） なかなかなんかなかとしゃがせんもんな。あとからなつとおおごとなるとわかっつとつとばってんが。

ほかにございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございしますので、採決に入りたいと思います。

第40号議案について、非農地化の判断にすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、第40号議案は非農地化と判断することに意見決定いたしました。どうもありがとうございました。

-----○-----

6. その他

○議長（**松村 公正君**） 続きまして、その他、なんか報告事項とかございましたら、お願いいたしたいと思います。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局より全部で2点、ご報告をいたします。

1つが、今お手元に農業委員会活動整理カードというのをお配りしてるかと思えます。A4紙で4枚の左上がホッチキス留めしてあるやつですね。これについてなんですけれども、全国農業会議所のほうがホームページを作っているところで、そのところにそれぞれの都道府県、市町村の農業委員会の農地面積だとか、現在の農家数だとか、委員さんの人数だとか、そこの議事の内容だとかを掲載するところがありまして、これについては28年4月1日現在のものを今回は掲載してくださいということで依頼がありましたので、この内容で掲載をしておりますので、あとでご覧になつていてください。

○議長（**松村 公正君**） それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決議案の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） 異議なしと認め、処理させていただきます。

本日はどうも慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を下りさせていただきます。どうも。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（**寺本 藤雄君**） はい、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（**竹島 久利君**） 起立。これをもちまして第12回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後2時13分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人